

独立行政法人国立重度知的障害者総合
施設のぞみの園の平成23年度の業務
実績の評価結果

平成24年8月16日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足し、平成23年度は法人設立後9年度目にあたる。

今年度ののぞみの園の業務実績の評価は、平成20年2月末に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年度～24年度）の4年度目（平成23年4月～24年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

なお、評価に当たっては、のぞみの園が他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営への取組が求められる一方で、のぞみの園の設立目的が、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）により、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」とされており、「業務運営の効率化」と「サービスの質の確保」という質の異なる目標を課せられていることも考慮する必要がある。したがって、のぞみの園の業務運営に対する評価の留意点として、単に数値目標の達成状況に着目するのではなく、①業務運営の効率化に関しては、効率化を図るための取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がっていないか、②重度知的障害者の自立支援のための取組については、地域移行に向けての条件整備全般に亘って、施設利用者一人ひとりに対してどのような取組を行ったか、また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者（以下「矯正施設等退所者」という。）の支援にどのように取組んでいるのか、③調査・研究及び研修については、その内容が障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなっているか等の、業務内容の質の面にも力点を置いて評価すべきものであることを特記しておきたい。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

のぞみの園は、法の定める設立目的に沿った業務運営の着実な実施が求められるとともに、他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営が求められている。

こうした課題がある中で、平成23年度は第2期中期目標期間の4年度目であり、地域移行などの継続課題や第2期中期目標に示された、行動障害等を有するなど著し

く支援が困難な者へのモデル的支援、内部統制・ガバナンス強化への取組などの新たな課題に対して的確かつ効率的に対応し、目標を達成することが求められている。

このような状況の中、効率的な業務運営体制の確立に向けた取組として、平成23年度においては、①利用者への支援サービスの充実と効率的、効果的な業務運営を推進するため、平成23年4月1日に、法人事務局を利用者の支援サービス部門（事業企画局）と管理運営部門（総務部）とに区別し、加えて、総合施設を利用者の直接支援部門（生活支援部、就労支援部、地域支援部）の施設事業局に改組するなどの組織改正を行い、②また、矯正施設等退所者の地域生活支援の充実強化のために、自立に向けた専門的な支援と運営を行う「自活訓練ホーム（定員7名）」の本格実施と当事業を所管する「社会生活支援課」を新設するとともに、③平成23年4月1日から、第4次寮再編（17か寮体制→16か寮体制）を実施し、さらに、地域移行等による利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日実施予定の第5次寮再編（16か寮体制→15か寮体制）に向けた取組を行うなど、組織・実施体制を整備し、一層の業務内容の充実と新しい課題等への対応を図った。また、経費節減や運営費交付金以外の収入の増にも積極的に取り組み、第2期中期目標に定める「運営費交付金（退職手当相当額を除く）の23%以上節減」を達成するため、常勤職員数については、定年退職者の後補充を原則行わないことや国家公務員の給与改定に準拠した給与改定により、人件費総額を縮減すること等により着実にその目標を達成していることを評価する。

これらを踏まえると、効率的な業務運営の確立に対し、目標達成に向けて確実に進展したものと認められるが、一方で、サービスの質の向上を図るとともに、平成20年度から実施している矯正施設等退所者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっている中、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでいる。平成23年度においては、施設利用者の意向を十分に尊重した上で、地域移行の更なる進展に向けて、従来の取組（保護者・家族への働きかけ、地域移行通信の発行、移行予定先事業所での宿泊体験等）に加え、地域移行して5年経過した当事者の現在の暮らしを紹介するDVDを制作し、移行後の暮らしぶりについて理解と安心を得られるよう活用するなど、より効果的な方法を企画・実施して、成果を上げていることを評価する。

これらの取組の結果、平成23年度においては、22名の施設利用者の地域移行先が決定していたが、うち1名は重篤な疾病のため断念し、結果的に21名が地域移行するとともに、新しく地域移行に同意した保護者は25名となり、第2期中期目標の達成に向けて、様々なプロセスの実践をしっかりと実績に結びつけた点についても、

評価する。

また、矯正施設等退所者への支援事業の充実強化を図るため、平成23年度も引き続き、専門家を社会生活支援担当の参事として委嘱し、関係職員9名をメンバーとする「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、参事の指導の下、支援技術等の向上のための研究・検討を行った。そして、性犯罪や累犯窃盗を行った中軽度の知的障害者など支援が難しい者について、平成20年度から延べ10名の対象者を受け入れ、延べ8名（23年度3名）が地域生活に移行したことについて評価するとともに、今後も、この事業の全国的な拡大に向けて、国のモデル施設として必要な役割を十分に果たすことを期待したい。

また、調査・研究及び研修については、のぞみの園の設立目的に沿って重度の知的障害者の地域移行に関する事等をテーマとした多くの調査・研究及び研修を実施したほか、第2期中期目標の新たな課題である行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関する事、高齢知的障害者の支援に関する事や矯正施設等退所者の支援に関する事、また発達障害などの社会的に関心の高いテーマを選択し取り組んでいる。

平成23年度においては、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組み、矯正施設等退所者等の地域生活移行に関する事項などの12の研究テーマを取り上げた。

また、行動援護事業の普及促進や、矯正施設等退所者等への支援に関する調査・研究及び研修について、内容・方法を工夫して取り組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

なお、のぞみの園は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した障害者や障害関係施設に対する支援に積極的に取り組んだ。特に、平成23年4月15日から現在に至るまで、福島第1原子力発電所の10キロ圏内にある被災施設の社会福祉法人友愛会（以下「友愛会」という。）の利用者及び職員等を一括して受け入れて、従来の実業が実施できるように支援しており、今後も国立施設としてこうした支援に積極的に取り組むことを要請する。

これらを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の4年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

なお、第2期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営体制の整備については、第1期中期目標期間からの継続課題への対応強化や、第2期中期目標における新たな課題に的確に対応するため、①利用者への支援サービスの充実と効率的、効果的な業務運営を推進するため、平成23年4月1日に、法人事務局を利用者の支援サービス部門（事業企画局）と管理運営部門（総務部）とに区別し、加えて、総合施設を利用者の直接支援部門（生活支援部、就労支援部、地域支援部）の施設事業局に改組するなどの組織改正を行ったこと、②また、矯正施設等退所者の地域生活支援の充実強化のために、自立に向けた専門的な支援と運営を行う「自活訓練ホーム（定員7名）」の本格実施と当事業を所管する「社会生活支援課」を新設したこと、③平成23年4月1日から、第4次寮再編（1か寮閉寮）を実施し、さらに、地域移行等による利用者の減少を踏まえ、平成24年4月1日実施予定の第5次寮再編（1か寮閉寮）に向けた取組を行ったことにより、第2期中期目標期間の4年度目として、目標達成に向けた組織・実施体制を整備し、一層の業務内容の充実と新しい課題等への対応を図った。

また、人件費改革への取組については、国家公務員の給与改定に準拠しており、定年退職者の原則不補充等による常勤職員数の減や職員の給与水準の適正化に取り組んできた結果、平成23年度人件費総額については1億5千万円縮減した。

常勤職員数については、平成23年度期首の246名に対して平成24年度期首は226名（△20名）であった。この結果、平成20年度期首に対して20%削減して24年度末に223名にするという数値目標は、24年度に定年退職者が8名いることから、十分達成可能と認められる。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保を図るなど施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意されたい。

内部統制・ガバナンス強化への取組については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、リスク対応に重点を置いた取組、内部監査の実施、継続的なモニタリングによる内部進行管理の充実、施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。

経費の節減及び合理化の推進については、平成23年度においては、人件費総額の縮減のほか、「随意契約等見直し計画」に基づき、入札案件については一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。自己収入の確保については、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等の新規受入の継続、短期入所事業及び日中一時支援事業の利用拡大による収入の増、発達障害等の一般外来患者の増等に伴う診療収入の増などを図るとともに、国の補助事業、地方自治体からの受託事業を積極的に実施した。

これらの取組の結果、第2期中期目標において設定された運営費交付金の節減目標（23%以上の節減）や総事業費に占める自己収入の比率目標（40%以上）を上回っており、着実に取り組んでいるものと評価する。なお、さらなる経費節減のため、事業費の冗費点検の徹底について、工夫することを希望する。

効率的な施設・設備の利用については、生活寮の再編により空き寮となった建物を活用して、試行的に開設した自活訓練ホームを平成23年4月1日から本格実施するとともに、自活訓練ホームを所管する社会生活支援課を設置した。また、平成23年4月から、東日本大震災の被災施設である友愛会の利用者及び職員等を一括して受け入れて、従来の事業を実施できるように、第4次寮再編によって空き寮となった建物を含めた3棟を同法人利用者等の居住の場として提供し、さらに、友愛会が、日中活動サービスやグループホーム等として平成24年4月から利用できるよう、のぞみの園の福利厚生施設（富士会館）の改修等を行うとともに、独身寮の一部をグループホーム事業に活用することとした。その他、地域福祉の観点から、障害者への理解を深めるとともに、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催する等、積極的に施設・設備の有効活用を努めていることを評価する。なお、保有資産の大半は、山林、保安林であるため資産価値が低く、売却が極めて困難であるとされているが、今後、行政や地域住民など幅広い方々からの意見を聞くなど、引き続き活用方策について検討されたい。

業務運営における合理化の推進については、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件は全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、合理化を計画的に進めているものと認められる。

（2）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①-1 自立支援のための取組（地域移行）

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでおり、地域移行した者に対しては、生活の適応状況をフォローアップしていることが認められる。

年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行が難しくなっている中、平成23年度においても、年度目標（15名～20名）を上回る21名の施設利用者がのぞみの園を退所していることを評価する。

このような更なる成果を上げるため、従来から取り組んでいる 1)保護者総会、保護者懇談会等を利用した、保護者への個別面談、2)地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、3)施設利用者の地元の事業所を調査し、保護者へ紹介、4)地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行（年間6回）、5)来園機会が少ない保護者宅等への訪問、6)移行予定先事業所での宿泊体験に加え、

平成23年度においても、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを制作し、移行後の生活の理解と安心を得られるよう活用したことなどの取組を行った結果、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行の同意を得ることが難しくなっている中で、新たに同意した保護者が25名となり、年度目標の25名程度を達成したことを評価する。

また、移行先確保のため重点都道府県を設けて各自治体に協力要請を行い、受入先施設・事業所等の開拓を行ったことを評価する。

なお、地域生活への移行が困難な要因・理由として、1)保護者・家族の同意が得られにくいこと、2)施設利用者本人の体験不足、3)移行先の確保が困難なこと等問題があげられるが、これまで蓄積された支援技術と経験を活かして、施設利用者本人の意向を最大限尊重し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれない。

①-2 自立支援のための取組（行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援）

従前より取り組んでいる著しい行動障害等を有する者に対する支援として、自閉症及び行動障害を有した利用者への支援は、特別支援グループの各生活寮で実施しており、支援に際しては、診療所の精神科医、臨床心理士等と連携して、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景・対応について検討を行うなど、効果的なサービス提供に努めた。平成23年度においては、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者及び精神科病院に入退院を繰り返す知的障害者の2人の受入れを行い、特別支援グループでの支援を行った。また、21年度に受け入れた精神科病院に社会的入院をしていた者への福祉と医療の連携による支援を継続して行った結果、行動等の著しい改善が認められた（平成24年5月31日退所）。なお、平成23年4月30日、これまでの特別支援グループにおける取組を取りまとめ、自閉症等への実践的な事例集として刊行した。

①-3 自立支援のための取組（矯正施設等退所者への支援）

矯正施設等退所者への支援事業については、矯正施設等退所者の中には福祉サービスを受けていないケースが多く、このことが再犯を繰り返す一因と考えられることから、矯正施設等退所者が地域社会での生活を円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設等における当該支援事業の取組の普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。平成22年度から、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、職員9名（兼務）を任命し、平成22年度から委嘱している専門家（参事：社会生活支援担当）の指導の

下、同プロジェクトチームの支援技術向上のための研究・検討を行った。その受入実績は、平成20年度から延べ10名であった。いずれも支援の難しい事例であるが、延べ8名(23年度3名)が地域生活に移行したこと、空き寮を活用して試行的に開設した「自活訓練ホーム(定員7名)」を平成23年4月1日に本格実施するとともに、同ホームを所管する社会生活支援課を設置して、自立に向けての専門性の高い支援を実践していることを評価する。

上記①-2及び①-3のように著しく支援が困難な者の支援については、全国の知的障害関係施設・事業所においても直面している重要な課題であるので、のぞみの園においてモデル的な支援の確立に向けて、引き続き事業を積極的に推進することを希望する。

①-4 自立支援のための取組(高齢知的障害者への自立支援への取組)

平成22年度「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書への厚生労働省の対応策を受け、外部有識者を招聘して「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」を設置し、のぞみの園の支援の点検と今後の支援の方向性について検討を行い、平成24年3月27日付で厚生労働省に報告を行った。

高齢化する利用者の支援の専門性を高めるため、高齢者支援の専門家を引き続き招聘し、高齢者支援グループを中心に支援の姿勢や環境、支援技術等に関しての指導及び助言を受けるとともに、高齢者事例検討プロジェクトチームを設置し、高齢者事例検討会議を毎月開催し、事例について検証するとともに専門家の指導助言を受けることなどを行った。

前年度に引き続き認知症支援研究班を設置し、複数の事例を通して認知症罹患前後の行動の変容等を踏まえた適切な支援のあり方について検討し、検討結果を職員研修会のテーマのひとつに取り上げ職員に周知を図った。

さらに、高齢者支援のあり様や高齢者への介護技術の向上等の視点から県内外の特別養護老人ホーム及び小規模多機能居宅介護事業所等での実務研修を積極的に実施し、支援者の専門性の向上を図るとともに、その内容について園内報告会を実施するとともに高齢者支援の専門家による職員研修会を開催した。

加えて、日中活動検討委員会や介護予防体操プロジェクトチームを設置し、高齢化に対応した生活環境や身体状況に相応した支援方法について検討を行った。

このように、利用者の高齢化が進行する中、高齢知的障害者の自立支援への取組・検討が種々行われたことを評価する。

② 調査・研究

調査・研究については、国立のぞみの園研究会議において、その内容に関する審

議・評価が行われ、調査・研究結果に対する指導・助言を受けた。

平成23年度においては、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組み、矯正施設等退所者等の地域生活移行に関する事項など、全国の障害福祉の現場に密接に関係する12の研究テーマを取り上げた。

具体的には、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究など、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を行った。さらに、支援の現場で直面している課題の解決に資するため、重度・高齢の知的障害者の地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究を引き続き実施したほか、知的障害者用認知症判別尺度（DSQIID）の信頼性・妥当性の研究などに、外部の有識者との連携を図りながら積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを評価する。

また、調査・研究の成果の積極的な普及・活用については、1)ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物やのぞみの園ホームページへの掲載による公表、2)支援の現場で活用できる小冊子の作成と配布、3)講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行っている。特に、行動障害のある自閉症の実践事例をまとめた事例集、罪を犯した知的障害者の地域生活支援の具体的な方法をまとめた障害施設職員研修用テキストを作成し、有償刊行物として関係機関に情報提供したことを評価する。

③ 養成・研修

養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。平成23年度においては、矯正施設等退所者への支援、行動援護に関する研修など国の政策課題をテーマに、一部厚生労働省から補助を受けて全国規模のセミナーを実施したほか、法人の独自事業として、震災後、社会的に関心の高いテーマである災害時における知的・発達障害児者の支援等について福祉セミナーを実施し、多くの参加者を得ている。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究により開発した相談援助実習プログラムの検証を行うなど、実習の充実にも取り組んでいる。

このうち、矯正施設等退所者への支援については、矯正施設等退所者の地域生活支援についての全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に基づき、新たに指導的立場の職員の支援技術の専門性を高める研修会を開催し、また、多くの

法務・福祉関係者が一堂に会し現状の課題について理解を深めるとともに、全国に情報発信するセミナーを開催した。また、行動援護に関する研修については、これまでに開催してきた行動援護従業者養成研修中央セミナーでのインストラクター養成研修を踏まえ、今後の事業所の役割や事業所運営の在り方について行動援護サービス提供責任者及び同等の責任を持つ者を対象としてスーパーバイザー研修を開催するなど、その実施方法、内容を工夫しており、養成・研修に対して積極的に取り組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

今後も、国のモデル施設として、国の政策課題に関連する取組を継続するとともに、知的障害関係施設等の支援に従事する者等に対する養成・研修事業の一層の充実に努めていくことを期待する。

④ 援助・助言

援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター（年4回、各3,500部発行）に掲載（年2回）するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などからの相談件数は、平成23年度は200件の実績となり、昨年度比25件増加したことを評価する。

なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が5千件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じている。

⑤ その他の業務（附帯業務）

その他の業務（附帯業務）のうち、診療所については、適切な診療スタッフと設備等を確保し、施設利用者の高齢化等を踏まえた医療を提供している。具体的には、施設利用者の高齢化に伴う心身の機能低下や疾病等への的確な対応のため、施設利用者の健康管理や医療的ケアの必要な生活寮への訪問看護、専門家による摂食・嚥下の指導、シーティング（座位維持）指導を定期的実施した。その他、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対しては、精神科医や臨床心理士等が協力し、積極的に支援に加わり、精神面からのケアも行うことができた。また、児童精神科医の常勤化により、地域の知的障害者、発達障害児の受診が容易になり、発達障害等の一般外来患者が増加したことにより、診療収入が前年度に比べ増加したことは認められる。さらに、保護者を含めた家族心理教育を実施するなどの取組が展開された。このように診療所は、地域の発達障害に関する医療の拠点としての役割も担っており、地域医療のニーズにも積極的に対応し貢献していることを評価する。

なお、増大する発達障害者・児支援のニーズに対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備するとともに、新たな事業の実施等について検討することを期待したい。

さらに、地域の障害者支援の充実については、地域の障害者を対象とした短期入所や日中一時支援事業、就労移行支援事業や就労継続支援B型事業等の障害福祉サービスを実施しているなど地域の障害者に対する多様なサービスの提供に努めており、特に既存の施設外生活介護事業所においては、有償ボランティアを講師とする様々な趣味的活動及び創作的活動などについて多彩なメニューを設け、利用者の拡大に努めるなど、工夫した取組を進めていることが認められる。

⑥ サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や、行政担当者、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」は、平成23年度においては、平成22年度業務実績評価に関する結果、平成23年度事業報告及び東日本大震災被災施設への支援等を議題として2回開催した。

(3) 財務内容の改善等について

平成23年度における総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、52.5%となっており、第2期中期目標に定める40%以上を大幅に超え、計画以上に進展していることを評価する。

また、職員の採用等の人事に関する計画については、平成23年度期首の職員数246名に対して平成24年度期首が226名（△20名）であった。平成20年度期首に対して24年度末に20%削減して223名にするという数値目標は、24年度に定年退職者が8名いることから、十分達成可能であり、また、人件費総額についても、約1.5億円を縮減しており、意欲的に取組んでいることを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう、特に矯正施設等退所者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。

施設・設備に関する計画については、第3次補正予算において耐震補強工事が、第4次補正予算において台風12号による土砂崩れの法面復旧工事の施設整備費が認められ、年度内に完了することが困難なため翌年度に繰越を行っているが、やむを得ないものと認められる。

(4) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

(1) 当期総利益（又は当期総損失）

該当なし

(2) 利益剰余金（又は繰越欠損金）

該当なし

(3) 運営費交付金債務

平成23年度においては、予算、収支計画及び資金計画等に基づき実施しているものと認められる。このうち、総事業費に占める自己収入の比率が目標を上回り、52.5%となったことを評価する。

運営費交付金の執行率が90%以下になっているが、人件費支出の削減及び効率的な執行に努めた結果であり、正当なものと認められる。

② 保有資産の管理・運用等について

(1) 保有資産全般の見直し

敷地総面積232万㎡のうち、8割は資産価値の低い山林、保安林である。売却可能性のある土地（宅地）は0.5%（1万㎡：2億円）であるが、起伏の険しい山林を切り開いているため、市街化調整区域・遺跡埋蔵地域・砂防指定地域に指定されており、売却は極めて困難と認められる。

(2) 資産の運用・管理

引き続き、行政や地域住民等の意見を聞くなどして、資産の活用方策について検討されたい。

③ 組織体制・人件費管理について

(1) 給与水準

平成23年度の給与水準についてラスパイレス指数が国家公務員に対し95.7、他の独立行政法人に対し90.2と極めて低い水準となっていることから、のぞみの園の給与水準は適正であると認められる。

(2) 総人件費

平成23年度は、常勤職員数の削減等により、人件費の削減に取り組み、対前年度比1.5億円削減したことを評価する。

(3) その他

法定外福利費の健康診断、人間ドック等の支出は、必要なものであると認められる。

④ 事業費の冗費の点検について

庁費及び旅費については、概ね実施計画どおりに執行しており、事務経費等の駆け込み執行や不要不急な出張は行われていないと認められる。引き続き、不要な支出を生じないよう取り組まれない。

⑤ 契約について

(1) 契約に係る規程類、体制

入札・契約の実施状況については、監事、会計監査人、契約監視委員会から関係書類等のチェックを受けており、また、企画競争を行う際には、プロポーザル委員会を法人内に設置し適切に審査を行っており、個々の契約について必要な検証・評価がなされていると認められる。引き続き、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価・見直しに取り組まれない。

(2) 随意契約等見直し計画

随意契約等見直し計画における競争性のある契約割合は目標に達していないが、内訳をみると競争性のない契約（随意契約）の多くが毎月支払う電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、これらの契約を母数に入れずに競争性のある契約割合を算出すれば78%となり、実質上、目標は達成されていると認められる。

(3) 個々の契約

(1) で述べたとおり、個々の契約について必要な検証・評価がなされている。引き続き、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価・見直しに取り組まれない。

⑥ 内部統制について

内部統制については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、①リスク対応に重点を置いた取組、②内部監査の実施、③継続的なモニタリングによる内部進行管理の充実、④施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び⑤業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、のぞみの園の内部統制の課題に対して、組織が一体となって対応する仕組みの構築が有用であることから、職員研修会を実施し、組織が抱える課題を職員一

人ひとりの問題として理解・認識して取組を実施し、利用者の福祉サービスの質の向上に努めている。

内部統制の取組については、リスク対応計画の取組による業務効率化・有効化状況を調査し評価することが必要であるので、内部監査等において、その実施状況を確認し、監査結果を当法人ホームページに掲載し、内部統制・ガバナンス強化に努めていると認められる。

⑦ 事務事業の見直し等について

厚生労働省内事業仕分けで自ら示した改革案の取組状況については、運営費交付金（退職手当相当額を除く。）について、平成23年度予算額を前年度比1億円削減した（22年度：17.6億円 → 23年度：16.6億円（△1億円））ことを評価する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から7月31日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、意見は寄せられなかった。